

横浜市立小・中学校の規模及び配置の適正化 並びに通学区域制度の見直しに関する基本方針

平成15年12月

横浜市教育委員会

目 次

「横浜市立小・中学校の規模及び配置の適正化並びに通学区域制度の見直しに関する基本方針」の全体像
はじめに

第1 現状

- 1 児童生徒数の推移 ----- 1
 - (1) 少子化による児童生徒数の減少
 - (2) 地域による増減の傾向
- 2 学校数の推移 ----- 3
- 3 学校規模の推移 ----- 3
- 4 通学区域 ----- 5
 - (1) 現行の通学区域設定の考え方
 - (2) 通学時間
 - (3) 地域コミュニティとの関係
- 5 通学区域を巡る情勢 ----- 7
 - (1) 通学区域の弾力化の状況
 - (2) 通学区域に関する市民要望・他都市の動向

第2 課題

- 1 学校規模 ----- 9
 - (1) 小規模化
 - (2) 大規模化
 - (3) 地域間の教育環境の不均衡
- 2 通学区域 ----- 9
 - (1) 通学距離、通学時間
 - (2) 地域コミュニティとの関係
 - (3) 弾力化の要望

第3 見直しの考え方と方策

- 1 学校規模 ----- 10
 - (1) 適正規模の考え方
 - (2) 学校規模の適正化方策
- 2 通学区域 ----- 12
 - (1) 通学区域制度の考え方
 - (2) 通学区域の適正化
 - (3) 通学区域の弾力化
- 3 通学区域等に関する情報提供 ----- 14
 - (1) 情報提供についての考え方
 - (2) 情報提供についての方策
- 4 通学区域等に関する相談機能等 ----- 14
 - (1) 相談機能等についての考え方
 - (2) 相談機能等についての方策
- 5 実施計画の公表 ----- 15
- 6 基本方針の見直し ----- 15

「横浜市立小・中学校の規模及び配置の適正化並びに通学区域制度の見直しに関する基本方針」の全体像

<目的> 教育水準の維持向上を図るため提言※を踏まえ、学校規模及び配置の適正化と通学区域の弾力化を含む通学区域制度の見直しを進める。

※「横浜市立小・中学校の通学区域のあり方に関する検討委員会」の提言

現
状
・
課
題

【少子化による児童生徒数の減少】 → 1ページ

児童数 **18万2,285人**
ピーク時(昭和55年)の64%
◆平成13年から微増
生徒数 **7万3,110人**
ピーク時(昭和61年)の54%
◆平成18年から微増見込み

青葉区、都筑区等では、大規模集合住宅建設等により児童生徒が急増

【学校規模】→9ページ

○小規模化の問題

1学年1学級などの場合に、教育効果や学校経営などの面で問題
◆全学年1学級の学校
小学校**15校**、中学校**1校**(→20年前は小学校1校 中学校なし)

○大規模化の問題

児童生徒数が急増している地域では、教室不足のためプレハブで対応している学校もあり、教育環境の面で問題

○地域間の教育環境の不均衡

小規模化した学校と大規模化した学校が混在することにより、居住地域によって教育環境が不均衡

【通学距離、通学時間】→9ページ

家の近くに学校がありながら、遠い学校が指定されている等

【地域コミュニティとの関係】→9ページ

○自治会・町内会区域を学区が分割

【弾力化の要望】→9ページ

○「指定校以外の学校へ就学したい」との要望が増加
○通学区域の弾力化が進んでいるとは言い難い状況(指定校以外の学校に就学している児童生徒:3.7%)

適正規模の考え方

→10,11ページ

教育効果との相関、教員配置など教育指導面の充実や学校の管理運営面、学校施設・設備の効率的な使用などから総合的に判断し、次のとおり適正規模の範囲を定める。

小規模校

11学級以下

8学級以下

適正規模校

12~24学級(1学年2~4学級)

12~24学級(1学年4~8学級)

過大規模校

31学級以上

31学級以上

小学校

中学校

小規模校の問題点

【小学校】

○ 11学級以下では、クラス替えができない学年が生じるため、人間関係などに問題が生じた場合、解決が困難になりがちである等

【中学校】

○ 効果的なクラス替えができる各学年3学級以上を確保できない等

【小学校】

○ 各学年2学級以上あることにより、どの学年もクラス替えができる。

○ 各学年4学級以下であることにより、児童一人ひとりの個性の伸長、個に応じた適切な教育を行いやすい等

【中学校】

○ 各学年4学級以上あることにより、総合的な学習等における課題別の活動や選択教科の範囲を広げやすい。

○ 各学年8学級以下であることにより生徒一人ひとりを確実に把握し適切な教育を行いやすい等

過大規模校の問題点【小学校及び中学校】

○ 31学級以上の規模では、児童生徒一人ひとりの個性や行動を把握し、児童生徒指導を充実させるには大規模過ぎる等

【過大規模校】対策

31学級以上の過大規模の状態が続き、通学区域の変更等によりその解消を図ることが困難な場合は、学校の分離新設を検討
また、上記に準じる25~30学級の学校で、教室不足が生じる場合も通学区域の変更、増築・改造等の対策を検討するが、次のような条件に該当する場合、総合的に判断し分離新設も検討
○ 児童生徒一人当たりの校舎面積、運動場面積が著しく狭あいな場合等

【小規模校】対策

地域と十分調整を図り、地域住民の理解と協力を得ながら、学校統合、通学区域の変更等を推進

統合検討対象：小規模校*が近接する地域等

(*11学級以下の小学校、8学級以下の中学校)

☆「小規模校再編委員会」(仮称)を設置

◆規模の平準化 小規模校・大規模校隣接地域 → 通学区域の変更や弾力化等により規模の適正化を検討

通学区域制度等

【通学区域設定の考え方】→12ページ

「学校規模」、「通学時間・通学距離」、「通学安全」、「地域コミュニティとの関係」を総合的に考慮して設定

【通学距離の考え方】→12ページ

徒歩での通学を前提に児童生徒の体力、生活に対する影響などを考慮すると、望ましい通学距離の範囲は

小学校 片道おおむね2Km以内
中学校 片道おおむね3Km以内

【通学距離の適正化方策】→12ページ

- 通学安全、地域コミュニティ、学校の受入能力上支障がない限り、自宅から直近の学校が指定校となるように通学区域を変更
- 通学区域の変更に至らない場合は、当面の対応策として特別調整通学区域を拡大
- 上記の方策によってもなお指定校までの通学距離が、望ましい距離の範囲を超える場合には、対策を講じるよう検討

【地域コミュニティとの関係】→13ページ

自治会・町内会境を分断する通学区域について、地域から要望が出た場合は、見直しを検討

通学区域制度の考え方→12ページ

今後も、住所によって就学すべき学校を指定する現行の通学区域制度を基本

- 適正な規模の学校と教育内容を保障し、教育の機会均等、教育水準の維持向上を図ることを目的
- 「『まち』とともに歩む学校づくり」を推進

【通学区域の弾力化の考え方】→13ページ

保護者や地域の信頼に応える学校づくりを進めるため、特色ある学校づくりを進めるとともに学校選択の機会を拡大していく観点から、通学区域の一層の弾力化を推進

☆指定地区外就学許可制度の充実→13ページ

- 許可基準の緩和
指定校より近い学校がある場合は、学校の受入能力に支障がない限り、保護者の希望により、直近の学校に就学できるように、許可基準を緩和
- 手続の簡素化
指定地区外就学許可手続の簡素化を図り保護者の負担を軽減
- 制度の周知
指定地区外就学が認められる事由や手続についての広報

☆特認校制度の導入→13ページ

学校選択機会の拡大の観点から、通学区域外からも入学を認める特認校制度を導入し、国際都市横浜にふさわしい特色ある学校づくりを行う。導入に当たっては地域バランスを考慮

【特色づくりの例】英語教育推進、5・6年の教科担任制など

【通学区域等に関する情報提供】

→14ページ

積極的な情報提供の推進

- 義務教育人口推計表の公開
- 通学区域検索システムの作成
- 指定地区外就学許可制度の案内

【通学区域等に関する相談機能等】

→14ページ

以下の内容について今後区側と協議し、調整が整った段階から順次実施

- 区民サービス向上の視点から、通学区域等に関する区役所での相談機能を充実
- 通学区域に関する課題を調整するため、保護者、地域代表、学校長等で構成する「通学区域調整等委員会」(仮称)を設置

【実施計画の公表】→15ページ

見直しに関する実施計画を年度ごとに作成

【基本方針の見直し】→15ページ

社会情勢や市民ニーズを踏まえた見直し

はじめに

横浜市立小・中学校の通学区域に関する課題を検討するため、横浜市教育委員会は、平成14年度に学識経験者、保護者代表、地域代表等からなる「横浜市立小・中学校の通学区域のあり方に関する検討委員会」を設置し、平成15年3月に通学区域のあり方等についての提言を受けた。

この提言では、横浜市の現況を踏まえ、学校規模、通学距離・時間、通学安全、行政区・地域コミュニティとの関係などについて基本的な考え方及び課題に対する対応策がまとめられている。

このたび、市立小・中学校の教育水準の維持向上を図るため、検討委員会の提言を踏まえ、学校規模及び配置の適正化と通学区域の弾力化を含む通学区域制度の見直しを進めるための基本方針を策定する。

この基本方針では、提言の内容に加えて小・中学校の適正規模の考え方と望ましい通学距離の範囲を定め、通学区域のより一層の弾力化、通学区域に関する積極的な情報提供や相談機能等の充実についても基本的な考え方を示した。

また、厳しい財政状況であることから、行財政改革の視点からも効果的、効率的学校経営を目指すものとする。

第1 現状

1 児童生徒数の推移

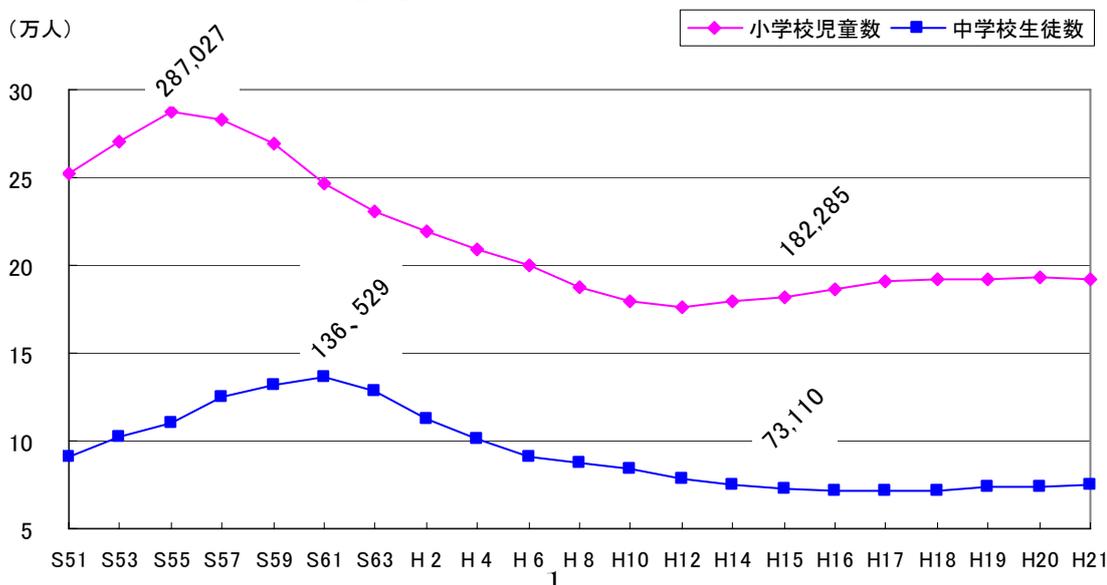
(1) 少子化による児童生徒数の減少

横浜市立小・中学校について、児童数は、昭和55（1980）年度に28万7,027人のピークを記録した後は、平成12（2000）年度まで減少が続いたが、平成13（2001）年度に増加に転じており、平成15（2003）年度はピーク時の64%（18万2,285人）となっている。

また、生徒数は、昭和61（1986）年度の13万6,529人をピークに減少を続けており、平成15（2003）年度はピーク時の54%（7万3,110人）となっているが、推計では生徒数も平成18（2006）年度には増加に転じ、その後も微増すると見込んでいる。

児童生徒数の推移

(H15以前)5月1日実数で、個別支援学級、盲・ろう・養護学校を含む
(H16以降)推計値



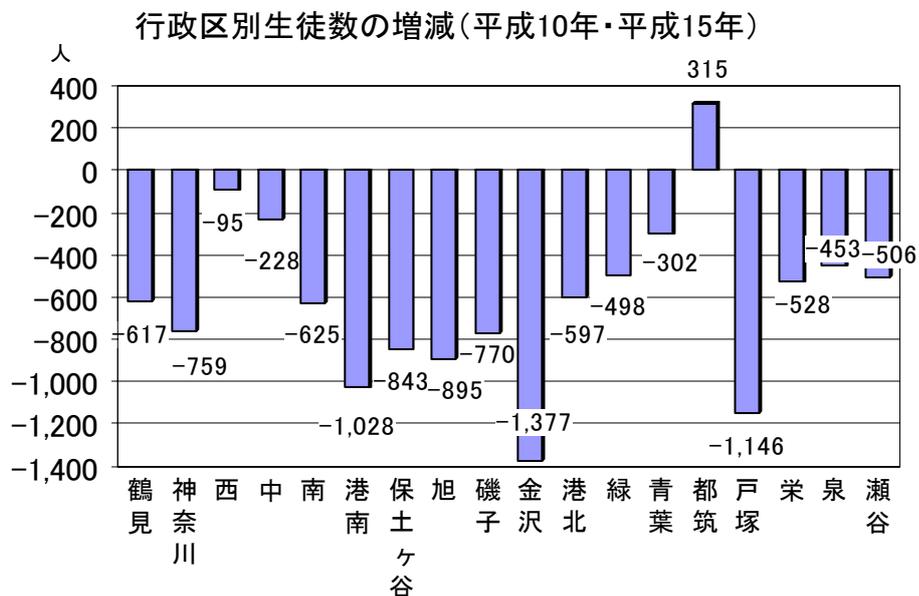
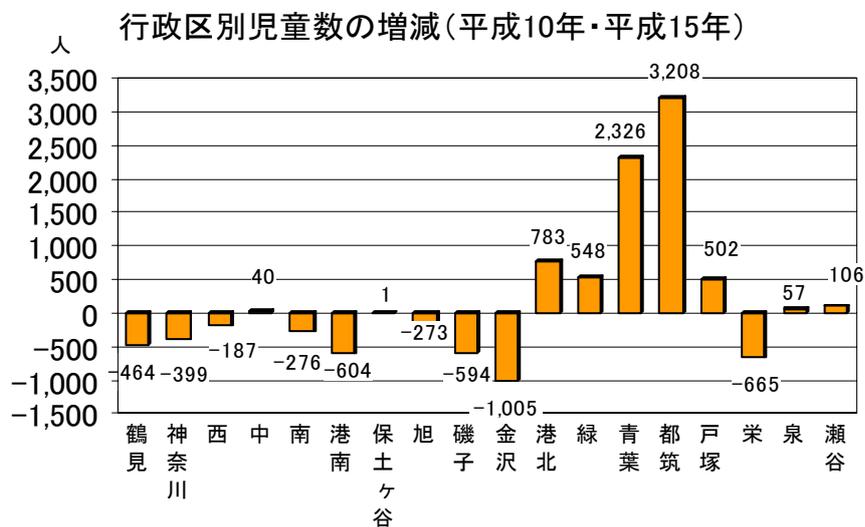
(2) 地域による増減の傾向

平成10年度と平成15年度を行政区別に比較すると、児童数は、都筑区の30%増をはじめ港北区、緑区、青葉区を含めた北部4区と戸塚区で増加、中区、保土ヶ谷区、泉区、瀬谷区で横ばい又は微増、その他の区では減少している。

生徒数は、都筑区で増加しているのに対し、その他の区では減少しており、このうち、南部の磯子区、金沢区では20%程度減少している。このように、児童生徒数の推移には地域により格差がある。

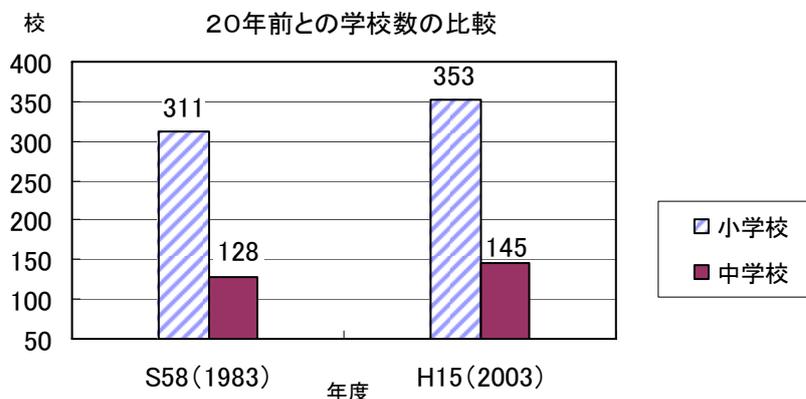
また、神奈川区、西区、中区の都心臨海部では、近年集合住宅が多く計画されており今後児童生徒数の増加が見込まれる。

このほか、工場跡地等においては、数百戸から千数百戸規模の大規模集合住宅建設が進み、数百人単位での児童生徒の出現が見込まれる地域もある。



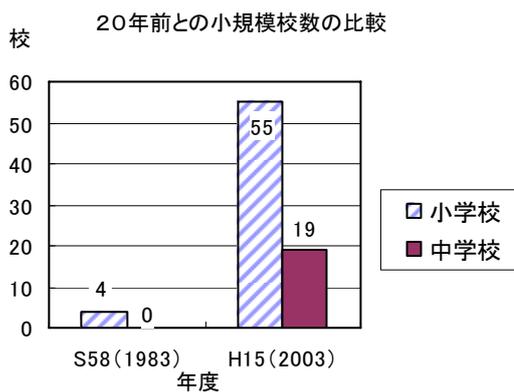
2 学校数の推移

昭和40～50年代の児童生徒の急増期以降も、計画的な宅地開発地域等においては、児童生徒数の増加にあわせて、新設校を設置してきたため、昭和58（1983）年度に小学校311校、中学校128校、計439校であった市立小・中学校数は、平成15（2003）年度には小学校353校、中学校145校、計498校となっている。

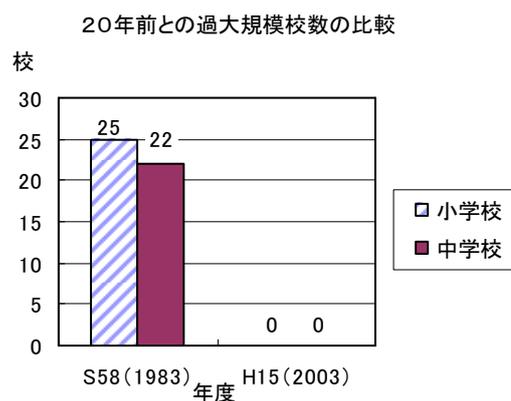


3 学校規模の推移

学校規模について昭和58年度と比較すると、11学級以下の小学校は、昭和58年度には4校であったのに対して、平成15年度には55校に増加した。また8学級以下の中学校は、昭和58年度には存在しなかったが、平成15年度では19校に増加した。一方、31学級以上の過大規模校は、昭和58年度が小学校25校、中学校22校、計47校であったのに対して、平成15年度では、小・中学校とも存在していない。

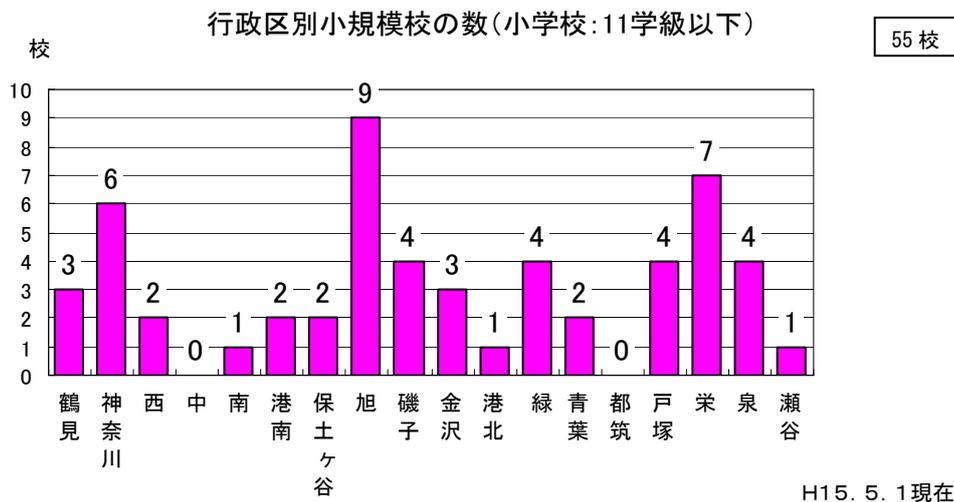
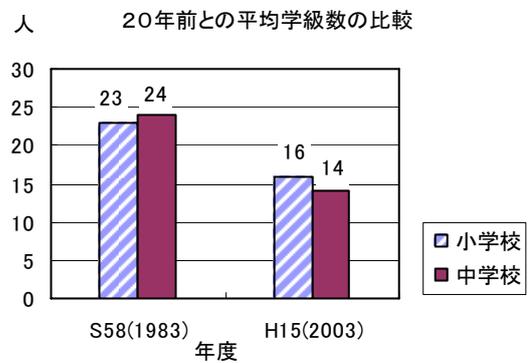
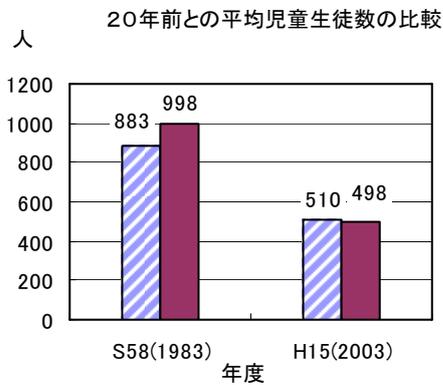


小学校：11学級以下 中学校：8学級以下

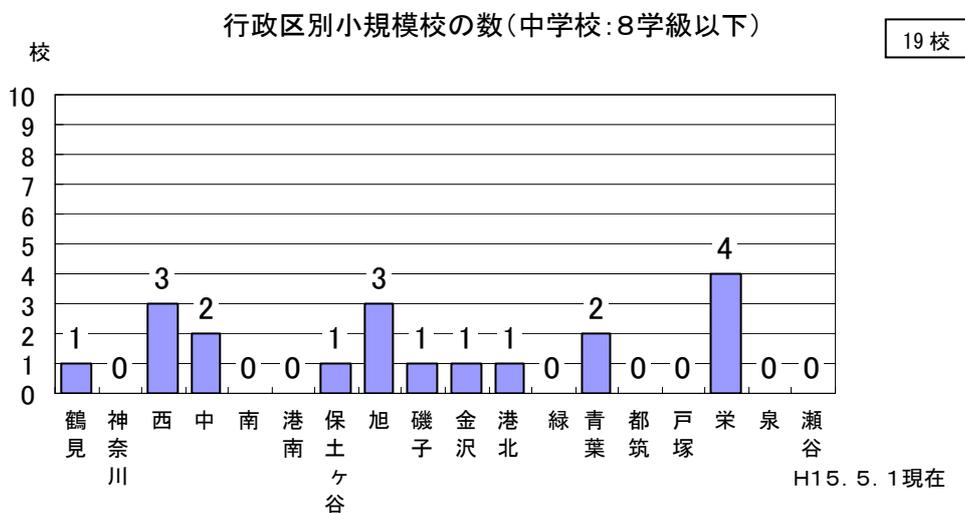


小中学校：31学級以上

また、平均学校規模（個別支援学級を除く）を比較すると、昭和58年度は小学校が児童数883人、23学級、中学校が生徒数998人、24学級であったのに対して、平成15年度は小学校が児童数510人、16学級、中学校が生徒数498人、14学級であり、小規模化が進んでいる。



H15. 5. 1現在



H15. 5. 1現在

4 通学区域

(1) 現行の通学区域設定の考え方

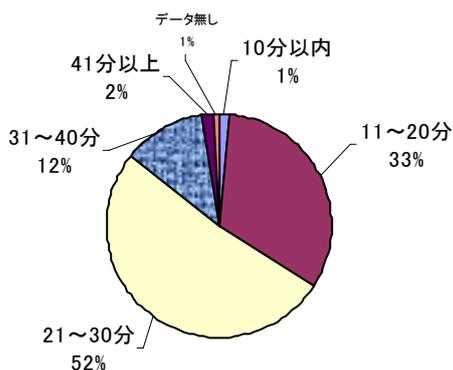
通学区域については、学校教育法施行令第5条第2項において、「市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校が2校以上ある場合においては、入学期日の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。」と規定されており、横浜市はこれを受けて通学区域を定め学校の指定を行っている。

具体的には、学校規模、鉄道、河川、幹線道路等の地形・地物や地域コミュニティなどに配慮しつつ教育委員会規則（横浜市立小学校及び横浜市立中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則）で定めている。

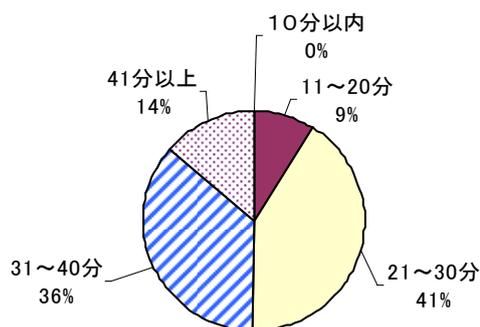
(2) 通学時間

平成10年度の調査によると、小学校347校のうち通学区域内のどこからでも30分以内で通学できる学校は298校で全体の86%、中学校145校のうち通学区域内のどこからでも40分以内で通学できる学校は125校で全体の86%となっている。

通学時間別学校数の割合（小学校）



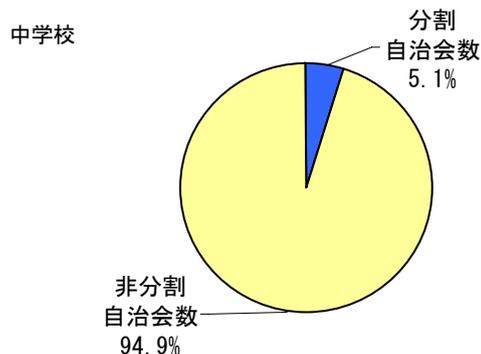
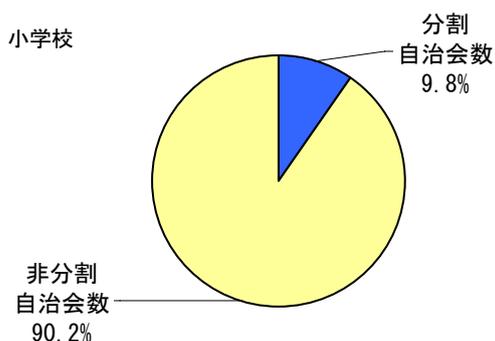
通学時間別学校数の割合（中学校）



(3) 地域コミュニティとの関係

ア 通学区域と自治会・町内会

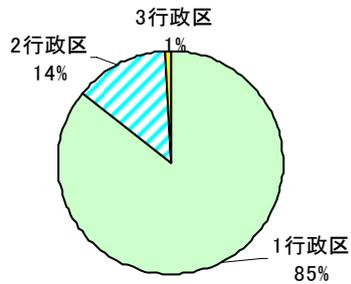
平成13年度の調査によると、通学区域により分割される自治会・町内会数は、小学校で285、中学校で147である。この数値は全自治会数の9.8%、5.1%に当たる。



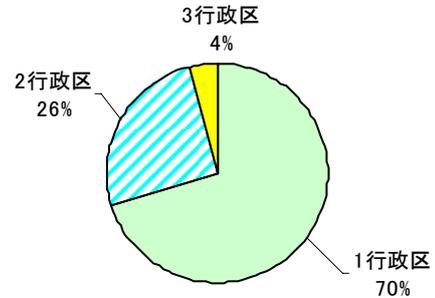
イ 通学区域と行政区

通学区域が複数の行政区にまたがる学校は、小学校で52校、中学校で44校あり、このうち小学校3校、中学校6校は3行政区にまたがっている。

通学区域が複数の行政区にまたがる小学校



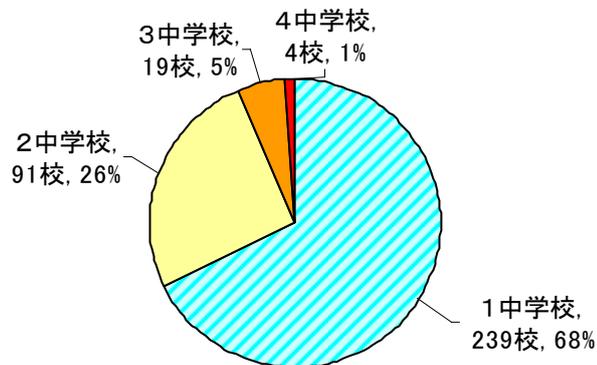
通学区域が複数の行政区にまたがる中学校



ウ 小学校の通学区域と中学校の通学区域

小学校のうち、通学区域全体が一つの中学校の通学区域に含まれているのは、239校（68%）で通学区域が複数の中学校の通学区域にまたがる小学校は114校（32%）あり、このうち4校は4つの中学校の通学区域にまたがっている。

複数の中学校の通学区域にまたがる小学校数

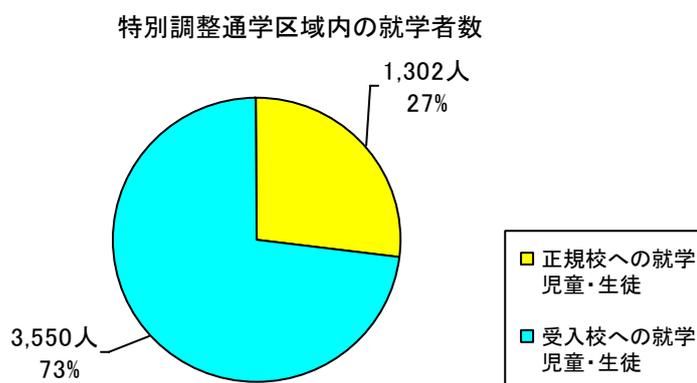


5 通学区域を巡る情勢

(1) 通学区域の弾力化の状況

通学区域の弾力化、すなわち就学すべき学校を例外的に変更する方策としては、現在、特別調整通学区域と指定地区外就学許可の2つの制度を運用している。

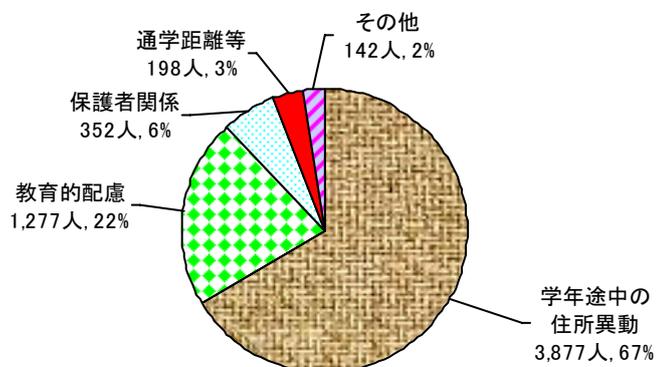
特別調整通学区域は、学校の施設及び通学路の状況等を考慮し、指定校（正規校）又は教育長が定める指定校以外の学校（受入校）のいずれかを選択できるという制度であり、小学校では67区域、中学校では36区域設定されている。平成15年度に、この制度を利用して指定校以外の学校（受入校）へ就学した児童生徒は3,550人（全児童生徒数の1.4%）であった。



また、**指定地区外就学許可**は、児童生徒の個々の事情により許可を行い、指定校以外の学校への就学を認める制度であり、この適用を受けている児童生徒は、平成14年度は5,846人（全児童生徒数の2.3%）であった。許可の理由としては、「在学途中の住所異動」（67%）が大半であり、「教育的配慮」、「帰宅後の保護者不在」等の理由が続いている。

（特別調整通学区域は平成15年5月1日現在の数、指定地区外就学許可は平成14年度中の総数）

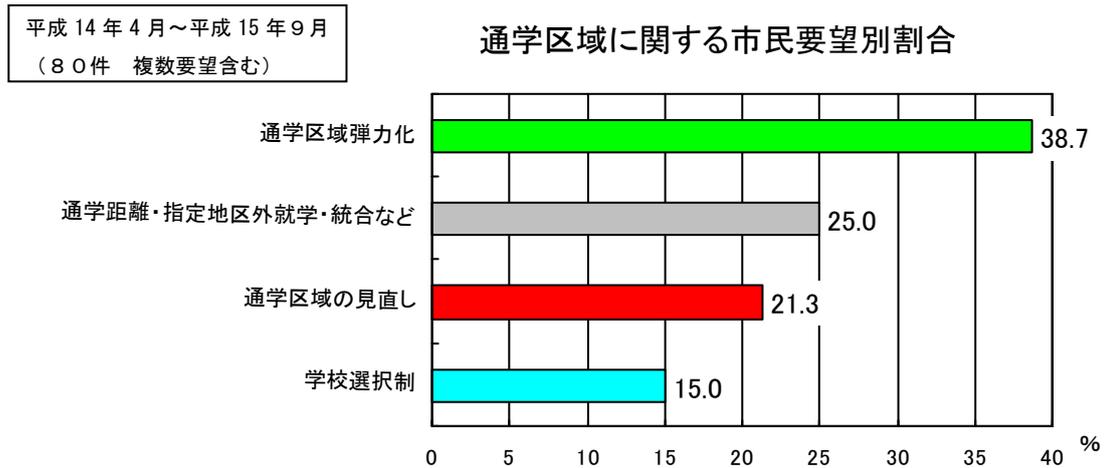
指定地区外就学許可事由別の割合



(2) 通学区域に関する市民要望・他都市の動向

通学区域に関する市民要望は、近年増加する傾向にあり、市民の関心の高まりを表している。具体的内容としては、「近い学校に行きたい」、「規模を平準化してほしい」、「学校を選びたい」などがある。

また、東京都特別区等、学校選択制を実施する自治体が増えており、県内でもいくつかの自治体を実施しているが、政令指定都市で学校選択制を実施している自治体はない。



第2 課題

1 学校規模

(1) 小規模化

平成15年現在、11学級以下の小学校は55校、8学級以下の中学校は19校となっているが、20年前（昭和58年度）は小学校4校、中学校はなく、小規模化が進んできている。

小規模校では、地域と学校が一体となって学校の活性化に取り組むことなど、その特性を生かした教育を行っている学校もあるが、さまざまな問題が指摘されている。

(2) 大規模化

一部の地域では、依然として宅地開発が進み、また近年、工場跡地等での大規模集合住宅建設により児童生徒数が急増する事例が少なくなく、その結果大規模化した学校では、教育環境や教育効果などの面で、さまざまな問題が指摘されている。

(3) 地域間の教育環境の不均衡

前述のとおり、市内には小規模化した学校と大規模化した学校が混在しており、居住地による教育環境の不均衡が生じている。

2 通学区域

(1) 通学距離、通学時間

横浜市では、人口急増期以降、児童生徒の受入対策を最優先に通学区域を分割してきたこともあり、必ずしも学校が通学区域の中心に位置していない。このため、家から近くのある場所に学校があるにもかかわらず、より遠くのある他の学校へ通わざるを得ない地域がある。

また、学校までの距離が遠いため、通学に交通機関を利用している事例がある。

(2) 地域コミュニティとの関係

ア 自治会・町内会が通学区域で分割されていることにより、同一自治会・町内会に属する地域の児童生徒が同一の学校へ通えない場合がある。

イ 一つの小学校の通学区域が複数の中学校の通学区域にまたがっていることにより、同一中学校へ進学する同期生が極端に少なく小学校時代の友人関係を継続できないという指摘がある。

(3) 弾力化の要望

近年、指定校以外の学校へ就学したいとの市民要望が増加しているが、現行の特別調整通学区域により指定校以外の学校へ就学している児童生徒は全体の1.4%（平成15年5月1日現在）、指定地区外就学許可により指定校以外の学校へ就学している児童生徒は全体の2.3%（平成14年度を通しての総数）であり、通学区域の弾力化が進んでいるとは言い難い状況である。

第3 見直しの考え方と方策

1 学校規模

(1) 適正規模の考え方

教育効果との相関、教員配置など教育指導面における充実や管理運営面、学校施設・設備の効率的使用などから総合的に判断し、次のとおり適正規模等の範囲を定める。

適 正 規 模	小学校 12～24学級（1学年2～4学級）
	<ul style="list-style-type: none"> ○各学年2学級以上あることにより、どの学年でもクラス替えができる。 ○各学年2学級以上あることにより、総合的な学習等における課題別の活動や特別活動等の充実を図りやすい。 ○各学年4学級以下であることにより、児童一人ひとりの個性の伸長、個に応じた適切な教育を行いやすい。
	中学校 12～24学級（1学年4～8学級）
	<ul style="list-style-type: none"> ○各学年4学級以上あることにより、総合的な学習等における課題別の活動や選択教科の範囲を広げやすい。 ○全校で12学級以上あることにより、原則として各教科複数の教科担当が配置でき、それぞれの学科で組織的な教科経営や指導をしやすい。 ○各学年8学級以下であることにより、生徒一人ひとりを実際に把握し、適切な教育を行いやすい。

小規模校及び過大規模校の範囲と問題点		
	小学校 11学級以下	中学校 8学級以下
小規模校	<ul style="list-style-type: none"> ○11学級以下では、クラス替えのできない学年が生じるため、人間関係などに問題が生じた場合、解決が困難になりがちである。 ○単学級の場合、一人の教員が学級経営や教科経営を行うため、独自の判断になりがちで切磋琢磨の機会も制限される。 ○一人の教員が担当する校務分掌（児童指導等）が多くなり、学級経営、教科経営などに費やす時間が制約を受ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○効果的なクラス替えができる各学年3学級以上を確保できない。 ○8学級以下では、総合的な学習時における課題別学習、部活動等の選択幅が限られやすい。 ○特別教室、体育館、プール等の施設・設備の活用率が低くなりがちである。
過大規模校	小学校及び中学校 31学級以上	
	<ul style="list-style-type: none"> ○31学級以上の規模では、児童生徒一人ひとりの個性や行動を把握し、児童生徒指導を充実させるには大規模過ぎる。 ○1つの学校としての一体感を保ち十分な共通理解を図る面で大規模過ぎる。 ○特別教室、体育館、プール等の施設を使用する授業の割り当てが難しくなる。 	

(参考) 国の標準規模、適正規模に関する考え方

小学校及び中学校	12～18学級
----------	---------

(・ただし、5学級以下の学校を統合する場合は、24学級以下

・学校教育法施行規則第17条及び第55条では「標準」、義務教育諸学校国庫負担法施行令第3条では「適正な規模」とされている。)

(2) 学校規模の適正化方策

ア 小規模校対策

小規模校の問題点を解消し、教育環境を改善するとともに、効果的、効率的な学校経営を行うために、地域と十分調整を図り、地域住民の理解と協力を得ながら、学校統合、通学区域の変更等を行い学校規模の適正化を推進する。

特に、次のような地域等に関しては対象として検討を進める。

(ア) [小学校] 全校の学級数が11学級以下の学校が複数近接する地域

(イ) [中学校] 全校の学級数が8学級以下の学校が複数近接する地域

(ウ) 小規模化の進行が著しく、教育環境確保のため早急な対応が必要な地域

ただし、通学区域内の土地の利用予測などを踏まえ、将来的にも人口急増のおそれのない学校を対象とする。

(7) 統合方法

既存の学校施設を活用して統合することとし、統合に伴う新設校の建設は行わない。

(イ) 統合の進め方

地域住民の理解と協力を得られるよう「小規模校再編委員会」（仮称）を設置し、十分調整する。

(ウ) 配慮事項

- ・「学校規模」、「通学時間・通学距離」、「通学安全」、「地域コミュニティとの関係」を総合的に配慮する。
- ・統合校を魅力ある学校とするように、教育委員会として支援する。

(イ) 統合によって生み出される旧学校施設の活用

統合によって生み出される土地、建物は、貴重な行政財産として地域住民のニーズにも配慮して幅広い視点から有効活用を検討する。

イ 過大規模校対策

児童生徒数の増加により、教室不足が生じる等の場合には、通学区域の変更や増築などの必要な対策を検討する。

〈分離新設を検討する条件は次のとおりとする〉

学級数31学級以上の過大規模の状態が続き、通学区域の変更等によってもその解消を図ることが困難な場合。

また、大規模校（25～30学級）で、次のような条件に該当する場合も総合的に検討する。

- ①児童生徒一人当たりの校舎面積、運動場面積が、著しく狭い場合（文部科学省が定める小・中学校設置基準に比べて著しく狭い場合又は学校行事での使用等に制約を受ける場合）
- ②設置当初から保有教室数が少なく、かつ増築スペースが確保できない場合
- ③分離新設による通学区域の変更に併せ、隣接校の大規模校化の解消が図られる場合

ウ 規模の平準化

小規模校と大規模校が隣接している地域などについては、通学区域の変更や弾力化等の手法により規模の適正化を検討する。

2 通学区域

(1) 通学区域制度の考え方

現行の通学区域制度は、義務教育について、その適正な規模の学校と教育内容を保障し、これによって教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的としている。

学校は、地域社会の中核としての役割を果たすことから、横浜市では「『まち』とともに歩む学校づくり」を進めており、今後も、住所によって就学すべき学校を指定する現行の通学区域制度を基本とする。

その上で、指定校が必ずしも直近校でない等の通学距離に関する課題を解消するなど、通学区域のより一層の適正化に努めるものとする。

また併せて、保護者等市民の要望に応えるため、通学区域の一層の弾力化を推進する。

(2) 通学区域の適正化

ア 通学区域設定に当たっての考え方

「学校規模」、「通学時間・通学距離」、「通学安全」、「地域コミュニティとの関係」を総合的に配慮して設定する。

イ 通学距離等

(ア) 通学距離の考え方

横浜市では、市域の大半が市街地であり、その交通事情等の状況を踏まえると、自転車通学は困難であり、徒歩による通学を原則とする。徒歩での通学を前提に、児童生徒の体力、生活に対する影響などを考慮し、望ましい通学距離は、小学校では片道おおむね2 km以内、中学校では片道おおむね3 km以内とする。

【参考】国の通学距離の考え方

義務教育諸学校国庫負担法施行令第3条（統合する場合の「適正な規模」の条件）
「通学距離が、小学校にあってはおおむね4 km以内、中学校にあってはおおむね6 km以内であること。」

(イ) 通学距離の適正化方策

○ 通学区域の変更

通学安全、地域コミュニティとの関係、学校の受入能力上支障がない限り、自宅から直近の学校が指定校となるように通学区域を変更する。

○ 特別調整通学区域の拡大

直近校を指定校にする通学区域の変更ができない場合は、当面の対応策として特別調整通学区域の設定を拡大する。

○ その他の方策

通学区域の変更や特別調整通学区域の拡大の方策を講じても、なお、指定校までの通学距離が小学校でおおむね2 km、中学校でおおむね3 kmの範囲を超える場合には、状況に応じた通学環境改善策や通学支援策等を検討する。

(ウ) 通学安全

児童生徒の通学時における安全を確保するため、道路交通事情をはじめとする通学路の交通環境を見極めた上で通学区域の変更等を検討する。

ウ 地域コミュニティとの関係

- (ア) 自治会・町内会区域を分割する通学区域について、地域から要望が出た場合は見直しを検討する。
- (イ) 小学校の通学区域が2以上の中学校の通学区域に分れている場合で、同一中学校への進学者が極端に少なくなるときには、多数の進学者と同一の中学校に就学できるように通学区域の変更、特別調整通学区域の設定等を検討する。

(3) 通学区域の弾力化

ア 弾力化についての考え方

保護者や地域の信頼に応える学校づくりを進めるため、また併せて学校選択の機会を拡大していく観点から、通学区域の一層の弾力化を推進する。

イ 弾力化のための方策

(ア) 指定地区外就学許可制度の充実

○ 許可基準の緩和

指定校まで相当な距離があり、指定校より近くに学校がある場合は、その学校の受入能力に支障がない限り、保護者の希望により、直近の学校に就学できるように、指定地区外就学許可基準を緩和する。

○ 手続の簡素化

現行では、指定校と希望校の両校長の承諾を得た上で区長に願い出ることになっているが、保護者の負担を軽減するため、許可事由によっては校長の承諾を不要若しくはいずれかの学校長の承諾を得るとするなどの簡素化を図る。

○ 制度の周知

指定地区外就学許可制度の周知を図るため、指定地区外就学が認められる事由（帰宅後の保護者不在、いじめ、不登校等の教育的配慮など）や手続についての広報に努める。

(イ) 特認校制度の導入

学校選択機会の拡大の観点から、通学区域外からも入学を認める「特認校」制度を導入し、国際都市横浜にふさわしい特色ある学校づくりを行う。導入に当たっては、地域バランスに配慮することとする。

※ 特認校制度

特色ある学校づくり（例 「英語教育推進」、「小学校5・6年における教科担任制」など）を行い、通学区域内の児童生徒に加えて、特色ある教育を希望する児童生徒を公募により通学区域外からも一定数受け入れる学校

3 通学区域等に関する情報提供

(1) 情報提供についての考え方

小・中学校の通学区域に関する情報は、児童生徒やその保護者にとって重要な情報である。「まち」とともに歩む学校づくりを推進する横浜市では、通学区域は、まちづくりを考える際の地域社会の基盤を形成する単位として、また、近年では地域防災の観点からも重要な要素となっている。

このため、これまでも教育委員会のホームページなどを通じて情報提供に努めてきたが、通学区域に関する市民から問い合わせ、要望等が増加していることから、通学区域、特別調整通学区域など通学区域に関する制度や根拠となる関連法規を保護者をはじめ広く市民に周知するなど積極的な情報の提供を推進する。

(2) 情報提供についての方策

ア 義務教育人口推計の公開

6年先までの児童生徒数及び学級数を予測する「義務教育人口推計」のデータを毎年度公開する。

イ 通学区域（指定校等）検索システムの作成

ホームページ上で、住所から就学する学校を簡単に検索できるシステムを作成する。

ウ 指定地区外就学許可制度の案内

ホームページや「広報よこはま」等を活用して指定地区外就学許可制度について広く案内する。

4 通学区域等に関する相談機能等

(1) 相談機能等についての考え方

通学区域の設定・変更、就学指定等に関する相談は今後増加することが予測される。

そこで、通学区域や就学指定について、市民サービス向上の視点から、通学区域、就学指定に関する相談体制を充実する方向で区役所と調整する。

(2) 相談機能等についての方策

次の内容について今後区と協議し、調整が整った段階から順次実施する。

ア 相談機能の充実

区民サービス向上の視点から、通学区域等に関する区役所での相談機能を充実する。

イ 関係地域との調整

通学区域に関する課題を調整するため、保護者、地域代表、学校長等で構成する「通学区域調整等委員会」（仮称）を設置する。

5 実施計画の公表

基本方針に基づく学校規模及び配置の適正化並びに通学区域制度に関する見直しを推進するに当たっては、市民ニーズ等も踏まえつつ、住宅建設の動向など児童生徒数を変動させる諸要因を見極める必要があるため、毎年度の義務教育人口推計を基に、年度ごとに実施計画を作成・公表し、実施していくものとする。

6 基本方針の見直し

この基本方針は、学級編制基準の改訂等の教育制度改革や市民ニーズの変化等社会情勢を踏まえて必要に応じて見直すものとする。

【基本方針の改定・施行日】

- ・平成18年5月1日 一部改定・施行

<問い合わせ先>

〒231-0017

横浜市中区港町1丁目1番地

横浜市教育委員会事務局 施設部 学校計画担当

TEL 045-671-3252 FAX 045-651-1417

横浜市教育委員会ホームページURL

<http://www.city.yokohama.jp/me/kyoiku/index.html>